令和4年度第5回 東京都私立学校審議会(第818回)

令和4年9月20日(火) 都庁第一本庁舎33階 北塔特別会議室N6

午後3時3分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和4年度第5回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

- ○私学行政課長 本日の出席委員でございますが、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、当審議会運営細則第6条により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。
- ○近藤会長 次に、当審議会委員の改選がございましたので、事務局より報告願います。
- ○私学行政課長 前回の審議会でご報告いたしましたとおり、7月31日付で3名の委員が退任され、8月1日付で3名の委員が新たに就任されましたので、ご紹介を申し上げます。

それでは、新たに就任されました委員の方に、ここで一言ご挨拶をいただきたいと存じます。 多委員、お願いいたします。

- ○多委員 こんにちは。学校法人電子学園の多と申します。公益社団法人東京都専修学校各種学校協会の会長職を拝命しております。前任の山中先生に代わりまして、本日より出席をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○私学行政課長 多委員、ありがとうございました。 次に、池田委員、お願いいたします。
- ○池田委員 こんにちは、初めまして。羽村市にあります学校法人池田学園 五ノ神幼稚園の理事長、園長をしております池田と申します。今後、頑張って審議に参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○私学行政課長 池田委員、ありがとうございました。

続いて、野上委員、お願いいたします。

- ○野上委員 こんにちは。杉並区にございます学校法人野上学園 久我山幼稚園の園長をしております野上と申します。幼稚園は今年73年目となりました。これからも頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○私学行政課長 野上委員、ありがとうございました。以上でご紹介を終わらせていただきます。
- ○近藤会長 ありがとうございました。

就任されました多委員、池田委員、野上委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今回就任されました各委員の部会の所属についてお諮りいたします。

東京都私立学校審議会運営細則「部会に関する内規」1に基づきまして、多委員については第一部会、池田委員及び野上委員のお二人については第二部会に所属していただくことでお願いしたいと存じます。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

○近藤会長 それでは、そのように所属していただく旨、決定することといたします。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 それでは、本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます5件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和4年9月20日付、東京都知事名。

記、議案第1号、日本ウェルネス保育専門学校の目的変更認可について(千代田区)外4件。 以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件5件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

- ○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案 第1号から議案第4号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報 告申し上げます。
- ○近藤会長 まず、専修学校についての案件です。

議案第1号は、日本ウェルネス保育専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、日本ウェルネス保育専門学校の目的変更認可についてご 説明いたします。 日本ウェルネス保育専門学校は、平成元年3月25日に設置認可を受けた専修学校ですが、この たび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、医事管理専門課程を廃止し、新たに設置する商業実務専門課程にビジネス学科及びAI・コミュニケーション学科を設けることに伴い、文言を削除及び追加し、「本校は、教育基本法、学校教育法及びその他関係諸法に基づき、情報処理、ビジネス及び保育などに従事しようとするものに必要な知識技能を教授し、社会に有為となる人材を育成することを目的とする」に変更します。

学校の名称については、要項2に記載のとおり、「日本ウェルネス保育専門学校」から「日本ウェルネスAI・IT・保育専門学校」に変更します。

課程(分野)の名称は、要項3に記載のとおり、「医事管理専門課程」を廃止し、「商業実務専門課程」を設置します。

位置は、要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由は、新学科を設立し教育活動並びに学校経営の維持充実を図るためです。

設置者は学校法人タイケン科学学園で、理事長は柴岡三千夫氏、校長は伊藤剛之氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項10に記載のとおり、医事管理専門課程を廃止して商業実務専門課程を設置し、修業年限2年、総定員160名のビジネス学科及び修業年限2年、総定員80名のAI・コミュニケーション学科を設置します。

また、保育専門課程のこども保育研究科及びこども保育学科夜間部を廃止し、総定員を210名から80名といたします。これにより、総定員は350名から320名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第1号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件です。

議案第2号は、山野日本語学校の収容定員に係る学則変更についてでございます。

それでは事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、山野日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について ご説明いたします。

山野日本語学校は、各種学校として平成9年10月27日に設置認可を受けた学校ですが、このた び収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。 設置者は学校法人山野学苑で、理事長は山野愛子ジェーン氏、校長は青木和子氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は要項8に記載のとおりで、まず大学進学1年コースを廃止します。また、大学進学準備教育1年コースの総定員を100名から200名に増員します。さらに、大学進学準備教育1年半コースの総定員を110名から160名に増員します。これにより、総定員は310名から360名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を 充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にご覧ください。

以上で議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたしま

す。

次に、幼稚園についての案件です。

議案第3号は、新渡戸文化幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。 事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、新渡戸文化幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。 設置者は学校法人新渡戸文化学園、園長は杉本竜之氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の5学級110名を6学級175名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準 を充足しております。

なお、近年、定員を超える応募が続いていたため、地域の需要に合わせて収容定員を変更すべきところ、手続のほうが行われておらず、区の指導により、今回申請に至ったものでございます。 備考欄には、設置認可年月日及び法人が設置する学校を記載してございますので、ご参照ください。

以上で議案第3号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

議案第3号につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第4号は、松江ひかり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。 事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、松江ひかり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可につきましてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和4年10月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応え満3歳児クラスを開設するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は宗教法人法養寺、園長は廣田幹子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の8学級220名を4学級115名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、それぞれ要項8から10にありますとおり、いずれも 設置基準を充足しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第5号は、東京町田情報ITクリエイター専門学校の学校設置認可でございます。こちらは第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様に引き続き審議をお願いしたいと思います。

以上で本日の案件につきましての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。次回は10月17日(月曜日)を予定しております。 会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時19分閉会